

平成14年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ：競輪事業の財務に係る事務の執行

第3. 外部監査の結果

1. 収入関係

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>ア. 売店貸付料収入算定の誤り（報告書P8）</p> <p>バックスタンド内の弁当売場につき、業者に対する貸付料の計算を建物の貸付として計算すべきである。</p>	<p>平成15年度から建物の貸付として算定した貸付料で契約を行った。</p>
<p>イ. 売店貸付料の長期未回収残（報告書P9）</p> <p>収納状況の管理資料を調査したところ、食堂業者「A」（個人業者）について平成11年度途中から平成13年度末までの売店貸付料が支払われていない事実が判明した。</p> <p>回収に向けてより一層の努力が求められる。</p>	<p>競輪場における売店貸付料については、食堂業者が破産しており、連帯保証人欄に別の者が署名捺印したことが明らかとなった。実際に連帯保証人として署名捺印した者に対し、支払を請求したところ、平成19年6月27日付けで支払うことを承認した。債務の回収については、債務者の資力を考慮すると、一括で回収することは困難であることから、平成20年3月7日付けで受領した分納誓約書に基づき平成20年4月から回収を図ることとした。</p>
<p>ウ. 競輪場貸付料と事務協力費に関わる経理処理の不統一（報告書P9）</p> <p>他の競輪場で特別競輪、記念競輪が開催される際に、千葉競輪場において当該他場開催の車券を発売するのが場外開催である。この場合、場外開催場は、本場開催場に対して開催期間中競輪場施設を貸し付ける旨の契約を結ぶ。</p> <p>この貸付料を競輪場貸付料として処理している。</p> <p>また、場外開催にあたっての諸経費については、通常本場が負担することとなっており、この経費負担分が事務協力費として処理されている。</p> <p>競輪場貸付料及び事務協力費について、計上科目が統一されていない経理処理があった。</p> <p>このような取扱いに合理的な理由はなく、競輪事業特別会計における収支の状況を明確に表示するために、統一した処理をすべきである。</p>	<p>平成14年度から競輪場貸付料と事務協力費に明確に区分して処理した。</p>

2. 現金管理

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>ア. 開催日の払戻及び車券発売釣銭資金について（報告書P11）</p> <p>本場開催時は1日4億円（第11回開催以降は3億円）を市の指定金融機関である千葉銀行から開催資金として借受けているが、この行為は契約に基づかないものである。</p> <p>正式な契約に基づいていないものであるため、同資金に関する責任区分が明らかではない。</p> <p>現行の方法による資金調達を行うのであれば、借入等何らかの契約を銀行との間で結び、同資金に関する責任の所在を明確にすべきである。</p>	<p>平成15年6月の千葉市営開催から資金前渡により、開催資金を千葉市の公金として準備することとし実施した。</p>
<p>イ. 勝者投票券発売窓口及び払戻窓口における現金過不足（報告書P12）</p> <p>現行システムの使用を前提とした場合、窓口の現金の過不足を防止するためには、投票カードと現金を同時に受け取るようにして、少なくとも現金受領前には車券発行を行わないような運用が求められる。</p>	<p>平成14年度から発売体制の見直しについてマニュアルを作成し、従事員の指導・強化を図った。</p>
<p>ウ. 資金取扱担当者の現金保管状況について（報告書P12）</p> <p>資金担当の従事員は、払戻窓口用の資金と車券発売窓口用の釣銭資金を開催日の毎朝銀行から受け取り、各窓口に分給している。配分した残りの資金については開催時間中は資金取扱担当者が保管し、必要の都度各窓口に補充する体制を取っている。資金取扱担当者の現金の保管状況であるが、各払戻所及び投票所には金庫が備え付けられているが、現金が金庫に保管されていなかった。</p> <p>資金取扱担当者2名が常時柵の前に張り付いている状態ではあるが、すべての補充用資金が一斉に必要なとなるとは考えにくいため、手許におくのは必要最小限にとどめ、その他は金庫に入れておくべきであると考ええる。</p>	<p>平成15年6月の市営開催から現金の管理・保管を一元的に行うことができるよう、自動発払機を62台設置し、窓口の手元に置く現金を必要最小限にとどめることにした。</p> <p>その他の現金は、競輪場内の銀行詰所へ迅速に預けることとした。</p>

4. 経費関係

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>ア. 競争入札とすべき契約（報告書P14）</p> <p>清掃業務及び警備業務委託契約については、随意契約とされていた。</p> <p>合理的な理由がない場合は、規程に従った競争入札の実施が必要となる。</p>	<p>平成14年度から指名競争入札を実施した。</p>

5. 固定資産関係

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>ア. 公有財産台帳副本の管理（報告書P16）</p> <p>千葉市公有財産規則第36条において公有財産台帳副本は各所管課長が管理しなければならないとしている。しかし、当該副本の管理が平成11年3月末分以降不十分な状況であり、最新の平成14年9月末の副本は確認できたが、その間のものは確認できなかった（最終的には、決裁綴りとともに保管されているのが確認できたが、管理状況が不十分であった。）。千葉競輪事業が管理する公有財産はすべて普通財産であり、公有財産規則上の財産管理者は管財課長であるが、公営事業事務所において帳簿類は適切に管理する必要がある。</p>	<p>平成15年度から公有財産台帳副本は、公有財産台帳副本簿として適切に管理した。</p>
<p>イ. 現物を確認できない物品及び使用見込みの無い物品（報告書P17）</p> <p>物品が亡失した時は、物品管理者が上司に報告しなければならない（千葉市物品会計規則第35条）。また、不用であると判断した時は不用の決定ができるとしている（同規則第42条）が、その処理がなされていなかった。</p>	<p>千葉市物品会計規則に基づき、平成15年7月に不要物品（2点）については、物品処理伺書（廃棄）により、廃棄処分の処理を行い、亡失物品（4点）については、物品処理伺書（亡失及び損傷）により収入役へ報告を行なった。</p>

6. 消費税及び地方消費税の申告

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>ア. 申告誤りについて（報告書P19）</p> <p>今後は、申告に誤りのないよう充分留意することが望まれるが、そのための手段としては、税務専門家のチェックを受けることが有用と思われる。</p>	<p>平成15年度から複数の職員で書類の記述を確認し、税務署の事前審査を受けた。</p>
<p>イ. 千葉サイクル会館の取得について（報告書P20）</p> <p>千葉サイクル会館の取得につき、公有財産であるとの理由で、非課税処理されているが、公有財産が非課税であるという規定は見当たらない。</p> <p>また、債務負担行為によって取得したものであっても、それだけで非課税となるものでもなく、建物の取得については課税仕入れとなることには変りはない。</p>	<p>国税通則法第70条第2項に基づき、平成15年8月22日千葉東税務署より、平成9年度から平成13年度の5年間分の仕入税額控除の還付を受け、歳入として受け入れた。</p> <p>また平成14年度分については、平成15年9月に仕入税額控除の確定申告を行なった。平成15年度～17年度分については、平成14年度と同じく毎年度仕入税額控除の確定申告を行うこととした。</p>

監査のテーマ：千葉市住宅供給公社及びこれに係る千葉市の財務事務

第3. 外部監査の結果

1. 入居に係る事務

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>ア. 契約書の様式（報告書P16）</p> <p>地域特別賃貸住宅B型については管理開始年度が古く、制度当初からの契約書様式を使用しており、契約上の重要事項である共益費の金額が明示されていない。地域特別賃貸住宅B型の契約書においても、共益費の金額を明示すべきである。</p>	<p>住宅賃貸契約書中に共益費の金額を明示することとし、平成15年6月契約者から改善を図った。</p>
<p>イ. 保証人の資格要件（報告書P17）</p> <p>入居者の債務不履行を担保するという保証人の目的からすれば、入居者と同等の資力を有するという要件が最も重要視されるべきものであると考えられる。</p> <p>保証人が十分機能するように保証人の要件及び審査体制を見直す必要がある。</p>	<p>連帯保証人が入居者と同等以上の資力を有することを判断するための審査基準を作成し、十分な審査ができるよう審査の仕組みを整え、平成16年1月から施行した。</p>

4. 滞納家賃に係る事務

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>連帯保証人に対する強制執行（報告書P22）</p> <p>特賃貸の賃料等滞納整理事務処理要綱第11条では、強制執行を行っても滞納者からの回収ができないものについては、連帯保証人に対して強制執行を行う旨が定められているが、一度も連帯保証人に対する強制執行は行っていない。強制執行には保証人の資産調査・訴訟を含め費用がかかり、少額の債権では回収コストが回収額を超え経済的効果は期待できないが、家賃徴収の公平性も考慮し、悪質な滞納者については、連帯保証人に対する強制執行を行うべきである。</p>	<p>明らかに支払う意思が認められない入居者に係る連帯保証人への強制執行を実施するため、平成16年2月に「千葉市特定優良賃貸住宅の住宅明渡等請求訴訟及び強制執行に係る事務取扱基準」及び「特定優良賃貸住宅の住宅明渡等請求訴訟及び債権回収のための強制執行フロー図」を定めた。同事務フローに基づき、平成16年度には、1件について、滞納者及びその連帯保証人に対して、住宅明渡等請求訴訟を申し立て、訴訟上の和解が成立した。</p>

6. 随意契約

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>ア. 広告制作及び新聞折込配布業務委託（報告書P24）</p> <p>広告制作及び新聞折込配布業務委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」を根拠として随意契約としている。</p> <p>「時価に比して著しく有利な価格」であるということの根拠資料の提出を求めたが、特にそのような分析資料は作成しておらず随意契約とした理由の根拠を客観的に確かめることができなかった。</p>	<p>平成15年度の発注から、契約方法を指名競争入札とし、競争性の向上を図った。</p>
<p>イ. 住宅管理業務委託（報告書P24）</p> <p>住宅管理業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に準じた、「競争入札に付することが不利と認められるとき」として共益業務、一般管理業務及び空家管理業務を一括してできる業者がないとして、特定の業者と随意契約を行っている。</p> <p>他に同程度のサービスを提供できる業者が存在しないと考えるのは考え難く、2人以上の者からの見積徴収による競争性の向上を図るべきである。</p>	<p>業者の施行能力を調査した結果、複数社が可能であるため、平成16年度から競争見積による随意契約とした。</p>
<p>ウ. 空家修繕業務（報告書P24）</p> <p>空家修繕業務契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」を根拠として随意契約としていたが、入居者退去後の空家修繕という業務の性質は必ずしも競争入札に適さないとはいえないため、随意契約とする理由として不十分であると考えます。</p> <p>これらの状況を考慮すれば、当該随意契約の透明性、経済性には問題があり、競争入札を実施し透明性、経済性を確保する必要がある。</p>	<p>平成15年度から指名競争入札（少額のものについては競争見積による随意契約）とし、競争性の向上を図った。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>エ. 昇降機保守委託業務（報告書P24）</p> <p>昇降機保守委託業務契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に準じた、「競争入札に付することが不利と認められるとき」として、当該設備を施工した業者又はその関係する会社を選定し、随意契約により契約していた。</p> <p>また、現場に精通しており、実績があるという理由から、当該業者に継続して委託している。保守点検業務は必ずしも当該設備を施工した業者しか実施できないことはなく、競争入札に付することが不利であるという根拠としては、不十分である。</p> <p>さらに、2人以上の者から見積書を徴していない。</p>	<p>平成16年度から契約方法を指名競争入札とし、競争性の向上を図った。</p>

7. 物品管理

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>イ. 備品の資産計上漏れ（報告書P26）</p> <p>住宅供給公社においては、耐用年数は考慮せず10万円未満のものは経費として処理し、10万円以上のものは資産計上するという処理を行っているが、千葉市住宅供給公社会計規程第57条但書は、「耐用年数1年未満で1点10万円未満のものについては、経費として処理することができる。」と定めている。また、同81条第2項は、「取得価格が1万円未満の物品を消耗品とし、耐用年数が1年以上であって取得価格が1万円以上の物品を備品とする」としているのので、備品台帳に記載のものは、全て資産計上すべきものということになる。</p>	<p>平成13年度までの物品については再計算の結果、過去の決算に特に影響がないことから平成14年度決算時に資産計上は行わなかった。</p> <p>また、平成15年3月開催の理事会において、会計規程の一部改正を行い、有形固定資産としての取扱いを「耐用年数1年以上で、かつ取得価格が1点10万円以上」へ改正を図った。</p>

8. 給与規程の整備状況（報告書 P28）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>給与等の支給に係る規程において「理事長が別に定める」とされている事項について定めておらず、各規定に反している。実務上は、合理的と思われる方法で実施されており、「理事長の定め」として明確にすべきである。</p>	<p>「職員給与規程」及び「役員の報酬及び期末手当並びに旅費に関する規程」により別に定めると規定されているものについて、平成14年12月に理事長決裁をもって別に定め、平成15年1月から適用した。</p>

9. 高齢者住宅改修費支援サービス受託事業に係る収益費用の独立掲記（報告書 P31）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>高齢者住宅改修費支援サービス受託事業の収支は公社の一般会計損益計算書において「その他の経営収入」、「その他の事業経営費」に含まれている。決算内容の明瞭表示の観点から、損益計算上、当該受託事業の収益・費用は独立掲記すべきである。</p>	<p>平成15年度予算及び平成14年度決算から、「受託事業収益」及び「受託事業費用」として独立明示した。</p>